

答 申 第 1 5 1 号
平成 1 6 年 4 月 5 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 麻 生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 5 年 7 月 3 1 日付け成土第 1 9 9 号による下記諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 5 年 6 月 1 8 日付けで提起された、平成 1 5 年 5 月 9 日付け成土第 1 2 5 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、賃借料の金額及び土地の表示の表中の地積（実測）に係る部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年5月9日付け成土第125号で行った「成田土木事務所において、千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準第24条により土地を使用した際の契約書」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

ア 公金が適正に使用されているか否かは納税者たる住民にとっての共通の関心事項であり、公共事業における用地の賃借料や地番、地積等は、公益的透明性のため開示されるべき情報である。

イ 住民の税金により契約金が支払われている借地の、地番、面積、契約金額等を開示しないのは、契約の際、職員による不正な行為があってもこれを住民に知られないようにするためであり、これらの部分を開示しないまま部分開示の決定処分をしたのは不当である。

ウ 土地の基準地価は公示されている。残地においても、この地価と千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準第24条及び同運用方針第8並びに同取扱要領第4条により、不動産鑑定士及び県職員により厳格に契約額が算出されているので、契約額を開示しても支障は生じない。

エ 公共事業用地取得の際の土地の買収価格は、土地の鑑定評価書により算出されるので、契約額を開示しても以後に行う同種の契約、交渉に支障を及ぼすことはない。

オ 地方自治法第242条第1項により、普通地方公共団体の職員について、違法または不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、住民監査

請求ができると定められている。契約額、地番、面積が開示されないと、ここで必要とされる、「これらを証する書面」を添えられないため、住民監査請求が行えない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号（以下「条例」という。）第8条第2号該当性について

借地した土地はいずれも工事のための道路迂回路用地として、土地所有者と借地交渉を行い、同意を得て契約した土地であり、契約書の氏名、住所、個人の印鑑の印影、地番、面積は、特定の個人を識別することができることとなり、条例第8条第2号に該当するため開示しない。

- (2) 条例第8条第6号該当性について

契約額については、相手方と対等な立場で交渉し決定したものであり、借用する土地の正常な取引価格を基に算出しており、開示することにより、当該土地取引価格が明らかにされ、以後に行う同種の交渉、契約に支障を及ぼすことから、条例第8条第6号に該当するため開示しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件文書について

ア 本件文書は、個人が所有する土地について、国道464号・県単橋梁架換事業工事及び主要地方道成田安食線・県単道路改良工事に伴い道路迂回路に使用するため、県が土地所有者である個人と締結した土地賃貸借契約書3件である。

イ 本件文書に記載された情報のうち、実施機関が開示とした情報は次のとおりである。

- (ア) 土地の所有者の氏名、印影及び住所の一部
- (イ) 賃借料の金額
- (ウ) 土地の表示の表中の土地の所在の地番
- (エ) 土地の表示の表中の地積(実測)
- (カ) 土地の表示の表中の公簿地積

- (2) 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、上記(1)イに記載した情報（(イ)を除く。）が本号に該当するとしているので、以下検討する。

ア これらの情報のうち、所有者の氏名、印影及び住所の一部は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであるので、本号本文に該当する。

また、土地の表示の表中に記載された土地の所在の地番及び公簿地積は、個人の財産に関するものであり、個人に関する情報であって、何人も閲覧することができる土地登記簿と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるので、本号本文に該当する。

イ 土地の表示の表中に記載された地積（実測）は、公簿地積と異なり土地登記簿と照合できる情報ではなく、個人を特定することは困難であるので、本号本文に該当しないものと判断される。

ウ 次に、上記アで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、以下本号ただし書イの該当性について検討する。

これらの情報は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書イに該当しない。

したがって、土地の所有者の氏名、印影及び住所の一部、土地の表示の表中の土地の所在の地番及び公簿地積は本号に該当し開示しないことができるものである。

(3) 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、賃借料の金額が本号に該当するとしているので、以下検討する。

土地の賃借料の金額の算出は、「千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準（昭和41年千葉県訓令第2号）」に基づき土地の正常な取引価格に適正に定めた率を乗じて得た額を参考としている。

確かに、契約金額を開示することによって、適正に定めた率から正常な取引価格が明らかになることがあることは認められる。

しかしながら、この価格は当該土地の実際の取引価格ではなく、また本件文書は土地の借地に関するものであり、工事施工に必要な一定の区画を一定期間に限定して使用するものであって、工事等の完了後は使用前の原況に戻し土地所有者に引き渡すものであるから、用地買収交渉の場合と異なり、この価格が明らかになったとしても、交渉に困難を要するとまでは認められない。

したがって、賃借料の金額は、開示されたとしてもその後の同種の事業に著しい支障があるとは認めることはできないので、本号に該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、契約額、地番、面積が開示されないと住民監査請求が行えないと主張するが、行政文書の開示は、条例に基づいて判断するものであって、住民監査請求が行えるかどうかによって開示、不開示の判断が左右されるものではない。

(5) 結論

以上のことから、実施機関が不開示とした情報のうち、土地の表示の表中の地積(実測)は条例第8条第2号に該当せず、また、賃借料の金額は条例第8条第6号に該当せず開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 7. 31	諮問書の受理
15. 9. 2	実施機関の理由説明書の受理
15. 12. 16	審議 実施機関から不開示理由の聴取
16. 3. 3	審議

(参 考)

千 葉 県 情 報 公 開 審 査 会 第 2 部 会 委 員

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前住宅供給公社理事長	部会長
岩 間 昭 道	千葉大学教授	部会長職務代理
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五 十 音 順 : 平 成 1 6 年 3 月 3 日 現 在)